

平成31年第3回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 平成31年4月22日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成31年4月22日(月) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 平成31年4月22日(月) 午後3時43分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 6番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副 町	長	大野 樹
総務企画課	長	小田島伸二
生活福祉課	長	鳴海英人
生活福祉課	主幹	永田吉雄
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	西野俊一
地域創生推進室	長兼	三原知明
ものづくり推進室	長	
建設水道課	長	佐藤和人
教 育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
知内高等学校	事務長	長谷川将之
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永 茂
議 事 係	長	筒井俊介

平成31年第3回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

平成31年4月22日(月) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、笠松悦子君、6番、吉田峰一君
第 2	委 員 会 報 告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5	委 員 会 報 告 第 2 号	グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会報告について
第 6		平成31年度知内町行政執行方針について
第 7	議案第 1号	平成31年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第 8	議案第 2号	平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第 9	議案第 3号	平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について 議案第1号から議案第3号までの3議案 (一括平成31年度補正予算審査特別委員会(付託質疑))
第10	委 員 会 報 告 第 3 号	平成31年度補正予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第11	議案第 4号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第12	議案第 5号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

平成31年第3回臨時会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、平成31年第3回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、笠松悦子君及び6番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る4月15日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成31年第3回知内町議会臨時会の議会運営について別紙のとおり報告する。

平成31年4月22日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告。平成31年第3回知内町議会臨時会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成31年4月22日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、4月15日。出席委員、木村、成澤、松井、吉田、谷口。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今臨時会の会期は4月22日（月）から23日（火）までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告3件、諸報告1件、議案5件、行政執行方針1件である。5、予算審査特別委員会の設置について、平成31年度補正予算に関連する議案第1号から第3号までの3議案については、議長を除く議員全員で構成する「平成31年度補正予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査する。6、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から4月23日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から4月23日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成31年第1回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職の出席状況については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 委員会報告第2号 グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会報告について(委員長報告)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第5、委員会報告第2号、『グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委員長(谷口康之)

委員会報告第2号、グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会調査報告について。

平成30年第3回知内町議会定例会において設置した本特別委員会の調査結果について、別紙のとおり報告する。

平成31年4月22日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会調査報告書。平成30年第3回知内町議会定例会において設置した本特別委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

平成31年4月22日。グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会、委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査事件、グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営について。2、調

査年月日、平成30年10月17日(水)、12月13日(木)、平成31年2月28日(木)、4月15日(月)、現地視察(乙部町・江差町)、平成30年10月31日(水)以上でございます。3、調査場所、委員会室、議員控室、4、調査委員、委員長、谷口康之、副委員長、吉田峰一、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、木村一、委員、花井泰子、委員、山田顕人の方々であります。5、調査の経過、委員会では、町からグループホーム建設と建設箇所に隣接する健康保養センター「こもれば温泉」の指定管理の考え方についての説明を受け、グループホーム建設に対する町の関わり方と今後の健康保養センター「こもれば温泉」の管理運営や利用形態について調査した。6、調査意見、本調査事件について、本委員会は平成31年3月11日中間報告したところであり、グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する基本的な考え方は、中間報告にまとめた通りである。

(社)江差福祉会が事業主体となり計画している「認知症高齢者グループホーム」については、町内にグループホームが設置されることにより、施設の利用者及びその家族の精神的・経済的な負担の軽減が期待されるものであることから、平成32年4月の開設に向けて、町としても計画通り進めていただきたい。

健康保養センター「こもれば温泉」については、(社)江差福祉会が指定管理を担う構想としており、指定管理料の皆減による町負担の軽減と、利用料金・軽食提供・巡回バス運行などサービスが総合的に向上するものとなっていることから、平成32年4月からの運営がスムーズに移行されるよう期待するものである。

なお、老朽化及びサービス向上に伴う修繕工事については、現地確認の結果、速やかに進める必要があると認識しているところだが、工事に伴う休館期間について、住民サービスに支障を来さないよう、早期に周知するよう徹底されたい。

以上、これまで調査してきたグループホーム建設と健康保養センターの今後の運営について、本委員会の考え方を示し、調査報告とします。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、グループホーム建設と健康保養センターの今後の運営に関する調査特別委員会報告を終わります。

なお、只今報告がありました特別委員会の報告内容については、理事者においてこれを行政に十分反映されるよう、議長からも要望します。

● 平成31年度知内町行政執行方針について (町長)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、『平成31年度知内町行政施行方針について』を議題とします。

町長から説明を願います。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

皆さん、おはようございます。平成31年度町行政執行方針について申し述べさせていただきます。

平成31年知内町議会第3回臨時会の開催にあたり、平成31年度補正予算(肉付予算)の提案に先立ちまして、今年度の私の町政運営についての基本的な考え方や施政の概要を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 町政に対する基本的な考え方について

私は、先の第1回定例議会の施政方針(所信表明)において、これからの4年間の基本的な取り組みとして

- (1) 「子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」
- (2) 「活力ある産業の推進」
- (3) 「安心・安全な暮らしの基盤づくり」
- (4) 「豊かな心をはぐくむ教育」
- (5) 「町財政の見える化」

の5項目についてご説明し、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解をいただいたところで、本町のまちづくりの指針は「第6次知内町まちづくり総合計画」であります。従いまして総合計画を基本として、本年度もその主要な施策に取り組んでまいります。町の財政は本年度一般会計予算の編成の中でもご説明のとおり、歳入では地方交付税が減少し、歳出では社会保障関係経費や公共施設の維持管理費の負担が増え続けていることから、財政調整基金や減債基金の繰り入れで財源を補填せざるを得ない、きわめて厳しい状況となっております。

このため中長期的な町財政の改善に向けた多角的な検討を進めるとともに、町財政の見える化を行うことにより適正な行財政運営に努めてまいります。

2. 主要施策の推進

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける(定住)」施策であります。

(1) 「子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

①子育ての支援については、妊娠中の家庭や子育て真最中の保護者の方々を応援する体制を強化します。

初めての出産に不安を抱える方や子育てをしていく中で、精神的・肉体的に悩み、疲れている保護者の方々に対し、保健師による育児安心事業を実施致します。また、学校給食費及び保育所・園の給食費無料化を実施するとともに、小学校・中学校入学時の教材購入費等についても支援に向けて検討を進めます。

②高齢者を対象とした事業については、これまでの事業の継続及び充実を図るとともに、老人クラブや社会福祉協議会との連携を深めながら社会参加の機会を増やすことで、生きがい感や幸福感を高める取り組みを目指します。

高齢者支援対策については、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「福島町・知内町・木古内町在宅医療介護連携事業」で、医療、介護、介護予防事業を推進してまいります。

当町に於いても要介護認定を受けた方が、安心して地元の施設で生活ができるよう特養等高齢者施設の増床について、各関係機関に対して要望、要請を進めてまいります。

今年は、社会福祉法人江差福祉会で整備を開始する認知症高齢者グループホーム2ユニット(18名入所)が平成32年4月の開所を予定していることから、敷地造成などの支援をし

てまいります。

また、老老介護はもちろんのこと、家族で在宅介護をされている方々のほとんどは、身体的、精神的、経済的な負担が大変な状況です。更に、生活困窮の高齢世帯も多く見受けられますので、救済方法や支援について検討してまいります

(2)「活力ある産業の推進」に取り組んでまいります。

①農業では、ニラの生産が右肩上がりの状況ですが、担い手確保も重要な課題であります。地域産業担い手センターを核とした新規就農希望者や体験希望者の受け入れを積極的に進めるとともに、道営農業用水整備事業の受益者負担やニラ共選料の農家負担の軽減を図り、農作業の省力化に向けた機械・資材の導入を推進します。さらに国営土地改良事業負担金の償還助成と農地造成地の活用助成を推進します。また来年3月に当町で開催が予定されている「全国ニラ生産者北海道大会」に対し、開催町として支援を致します。

②林業では、森林資源の保全整備と循環利用・高度利用による林業・木材産業の振興を図り、さらに担い手対策事業も推進しながら持続可能な森林づくりに取り組みます。具体的には間伐等の町有林整備事業を実施するとともに、民有林整備に対して町独自の上乗せ補助を継続実施します。また、地域材の有効利用を促進するため、助成要綱を一部整理しながら地域材活用住宅助成事業を継続実施し、さらに有害鳥獣被害防止のため、捕獲奨励金の補助やハンター資格取得等助成についても継続実施します。

③漁業では、増養殖施設等の生産環境整備や沿岸資源増大対策を進め、さらに担い手と後継者の育成確保に努めます。このため、沿岸資源増大に向けたアワビの種苗放流と、資源培養管理型漁業の推進に向けて各種試験調査を継続実施するとともに、ホタテのへい死対策のため関係機関と連携を図ってまいります。さらに老朽化が著しい養殖ブロック係留環改善整備事業を継続支援します。また中の川漁港の天蓋施設の整備や機器導入に係る町独自の助成も継続して実施します。

④商工業では、買い物利便性の向上に努めるとともに、製造業等既存企業の育成強化と規模拡大や新分野への進出を支援します。

このため、商工振興指導事業や新たな商工イベントに対する助成を実施するとともに、サマーカーニバルやカキニラまつりなどイベント事業を継続支援します。さらにスポーツ合宿誘致をはじめ交流人口の拡大による商業振興を図り、町内各事業所での外国人技能実習生受入に係る初期費用を助成します。

(3)「安心・安全な暮らしの基盤づくり」に取り組んでまいります

①快適な暮らしの基盤確保のため、「安心・安全」な水道水を安定的に供給出来るように計画的な施設更新と効率的な水道事業を実施致します。

②町営住宅長寿命化計画の見直しにより、良好な居住水準及び環境を維持するために計画的な修繕・改善を実施致します。

また、公共施設の維持管理コスト縮減と持続可能な行政サービスの維持を目的に、平成28年に人口減少や少子高齢化を踏まえて策定した公共施設等総合管理計画に即して、公共施設の総量や配置の適正化を図る中長期的な計画である個別施設計画を策定します。

③安全安心な町づくりのため、北海道が平成30年度に知内町の洪水シミュレーションの改定作業を実施し、その結果を受けて洪水ハザードマップを作成し、全戸に周知致します。

また、全国各地で頻発している災害に対し、町民一人ひとりの防災意識の向上と地域にお

ける防災力の強化のため知内町社会福祉協議会で取組んで頂きました町内13地区の自主防災組織は、本年度中に残る1町内会での組織化が予定されていることから、町としても各種防災訓練をはじめとする各種研修会等に対して支援してまいります。

知内川への防災用カメラの設置についても北海道担当窓口と協議調整を進め、早急に設置対応を進めます。

避難所の防災資機材配置・配備については飲料水の更新をはじめ、保有資機材の点検・補充を行い新規の備品を配置致します。更に、避難施設の見直しや新規施設の確保の検討を早急に進めてまいります。

④高齢者等交通弱者の移動手段を確保し、買い物等の生活利便性の向上を図るため、コープさっぽろ知内店の開業に合わせて予約運行型バスの本格運行を開始します。

(4)「豊かな心をはぐくむ教育」に取り組んでまいります。

①教育については、幼保・小・中・高の一貫した英語教育を通じて、国際社会に通用する人材を育てていくための環境整備を検討してまいります。

②学校における働き方改革については早急に現状を把握し、改革の推進に向けて教育関係者との協議・調整を進めてまいります。

③未来のある児童、生徒のためICTを活用した取り組みについては、ウィンドウズ7サポートの終了対応と合わせてICT機器の計画的な整備を進め、特に今年度は重点的に小学校へのタブレット型端末の補充・更新を実施致します。

④次に、知内幼稚園の建設であります。幼稚園と保育園の統合による「認定こども園」設置に向けて既に知内保育園との協議も進めておりますので、今後は幼稚園・保育園の関係者との協議も進めながら早期に結論を出したいと考えております。

第2に、「まちへ新しい人の流れをつくる(移住)」施策であります。

地方への移住を検討している様々な地域や世代の方々に、知内町の自然や充実した各種支援施策を積極的に発信することにより、新たな担い手の確保や定住人口の維持による地域活力の創出が図られることから移住促進の取り組みを継続してまいります。

①U I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策のため、東京圏などからの町内中小企業等への就業者への支援に取り組めます。

②多岐に渡る移住・定住促進に関する情報需要に対し、一元的な情報提供・相談体制を展開し円滑な移住等の受入れを進めてまいります。

③空家対策については、北海道空家バンクを活用したマッチングの推進とともに、空家の除却を含めた支援制度の周知にも取り組んでまいります。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる(交流)」施策であります。

知内町には、他に誇れるまちの自然環境や特産品などの資源がたくさんあります。これらを活用した観光振興による交流人口の拡充を進めてまいります。

①道の駅に隣接する「パン製造販売施設」は、4月19日にオープンし、知内町産の米粉を使用したパンの製造販売や同じく知内町産の牛乳を使用したアイスクリーム製品の販売が予定され、更にニラを使用した製品開発が検討されていることから、今後は道の駅、物産館と合わせた特産品のPRに繋げる取り組みを進めます。

②かき小屋知内番屋に隣接する「牡蠣飯弁当工場」は、知内産「海峡かき」を使用し、全国各地での販売が予定されていることから、付加価値向上と合わせてブランド向上に向けて事

業者と町が連携して取り組みを進めて参ります。

③昨年4月に設立の「一般社団法人しりうち観光推進機構」は、当町の地域資源を生かした新たな観光マネジメント機能を備えた組織であり、今春2年目を迎えたことから各種制度の活用と地元関係者との調整が進められ、観光振興、交流人口対策の推進が図られるよう支援します。

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる(出生)」施策であります。

当町の人口減少や少子高齢化の進行は、待ったなしの状況です。特に出生数は平成26年に36名でしたが、平成30年は14名と大きく減少していることから、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んで行かなければなりません。(1)の「子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」の中でも申し上げましたが、育児と子育ての支援については、出会いから結婚・出産・育児という人生のストーリーを応援してまいります。

①町内関係団体の協力のもと、これまでも取り組んで来ました婚活イベントの開催支援や結婚相談の体制を構築します。

②妊婦検診助成や通院費助成の継続実施と合わせて、不妊・不育症治療費用の助成についても実施致します。

③0歳から就学前までの子供と保護者が自由に集い、気軽な交流を楽しみながら育児相談のできる場としての地域子育て支援拠点事業を継続実施致します。

おわりに

以上「第6次知内町まちづくり総合計画」の基本計画4項目を基本として、施策を推進してまいります。人口減少、少子高齢化という構造的な課題を抱えております。従いまして基礎自治体として、自らの意思、主体性を持って、先を見据えたまちづくりを職員と共に推進してまいります。

議員の皆様、町民の皆様には何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成31年度の町行政の執行方針といたします

平成31年4月22日。知内町長、西山和夫。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、町行政執行方針は終わりました。

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

平成31年第3回臨時会、上程議案を説明させていただきます。

議員の皆様には大変お忙しい中、平成31年知内町第3回臨時会にご出席をいただきましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案5件であります。

議案第1号の平成31年度知内町一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ4億8,707万7千円を追加し、45億9,632万8千円とするものであります。補正の主な内容は、ものづくり産業支援事業、雪寒機械更新等の補正予算に伴う追加によるもので、予定事業調に整理しております。

議案第2号の平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、

公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託費を補正するものであります。

議案第3号の平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）については、農業集落排水施設調査診断業務委託費と修繕費を補正するものであります。

議案第4号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律ほか、関係法律が改正されたことに伴い、町税条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、個人町民税の非課税の範囲、寄付金税額控除、固定資産税では新築住宅等に対する減額の規定、軽自動車税のグリーン化特例を改正するものであります。

議案第5号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税限度額の引き上げ等により条例を改正するものです。

議案の内容につきましては、各担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

● 議案第1号 平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第1号、『平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』から、日程第9、議案第3号『平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』の3議案はいずれも平成31年度補正予算に関する議案であります。従ってこの3議案は一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、以上の3議案は一括議題とすることに決定しました。

これから議題となった、議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

日程第7、議案第1号、『平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』説明を求めます。

本件は歳出から款ごとに、順次担当課長より説明を求めます。

2款総務費については、総務企画課長。

次に3款民生費及び4款衛生費については、生活福祉課長。

次に6款農林水産業費及び7款商工費については、産業振興課長。

次に8款土木費及び11款災害復旧費については、建設水道課長。

次に10款教育費については、学校教育課長。

次に歳入等の説明については、総務企画課長。この順で行います。

始めに総務企画課長より、説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第1号、平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,707万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,632万8千円と致します。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条は、地方債の補正です。地方債の追加は「第2表地方債補正」によります。

歳出からご説明を致します。18ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に590万円を追加し、5,099万2千円と致します。内訳は、13節委託料に公共施設長寿命化計画策定業務委託料として、590万円を追加するものでございます。先程の町長の行政執行方針でも一部ご説明致しましたが、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定してございます。公共施設の今後の維持管理に向けまして、これまでの対処療法型の管理から予防保全型の管理へ転換し、計画的な維持管理によって施設の長寿命化を図ることで、財政負担の軽減や平準化に繋げることで、更に施設の耐震化に配慮すること。更に面積の余剰が見込まれる施設は、複合的な目的に活用していくこと。更には施設の統廃合についても検討すること。以上の4点を基本的な方針と定めてございます。公営住宅につきましては、既に別途計画を策定済ですが、今回、役場庁舎や公民館、各学校の施設について現状の点検、改修や更新費用の見積もり、事業年度の配分等を見渡すための計画を策定するものでございます。なお、本計画の策定が今後見込まれる改修や更新の際に、財源としての活用を予定している、社会資本整備総合交付金の前提条件となっているものでございます。

次に19ページです。2款1項10目地域会館管理費に430万円を追加し、1,407万8千円とするものでございます。15節工事請負費と致しまして、涌元谷地町内会館トイレ改修工事に430万円を追加するものでございます。なお、工事の概要は、説明資料見出し5、建設水道課説明資料の5ページに記載してございます。

次に20ページです。2款1項11目自治振興費に1,055万円を追加し、1億4,087万3千円とするものでございます。9節旅費から18節備品購入費まで、5月28日から運行の開始を予定しております、デマンドバスに係る費用の追加です。11節の70万円はバスの燃料費として、13節委託料バスの運行業務の委託料として551万円。18節備品購入費ではバス停30カ所、運賃箱、ドライブレコーダー購入費として115万円をそれぞれ追加するものです。なお、詳細につきましては、説明資料見出し1、地域創生推進室の2ページ、3ページに記載してございます。また、19節負担金補助及び交付金では、森越町内会の祭典備品購入について、宝くじ運用資金の管理団体である(財)自治総合センターから助成の内示をいただきましたので、今回250万円を追加するものでございます。

21ページです。2款1項15目地域創生推進費に887万7千円を追加し、1,026万3千円とするものです。9節旅費から14節使用料及び賃借料まで、定住移住に関するプラットフォーム事業費の追加です。主な内容と致しまして、9節旅費では札幌、東京での移住フェアに要する経費として102万9千円の追加。11節需用費には移住情報周知の為にパンフレット印刷経費等として40万円の追加。13節委託料では移住フェアの開催に係る会場の借上げ、広告業務の委託料として500万円の追加。14節使用料及び賃借料では東京、札幌での新名物、これは牡蠣飯弁当です。PR販売ブースの出展料、移住相談会会場使用料合わせて117万2千円の追加。更に、19節負担金補助及び交付金では、移住支援に係る国の新しい制度が創設されたことに対応し、移住世帯に交付する100万円を追加するものでございます。なお、この100万円に対しては国と道合わせて75万円が交付されるもの

でございます。詳細は、説明資料見出し1、地域創生推進室の1ページ及び4ページに記載
してございます。総務企画課関係及び地域創生推進室関係は、以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、5目介護保険費の補正の説明を致します。補正
額852万1千円を加えまして、1億368万7千円とするものですが、これにつきましては
は平成32年4月に開設予定のグループホームの敷地の造成工事、立木の伐採の委託料で
ございます。13節委託料に52万1千円を追加するものです。これにつきましては、グルー
プホーム敷地立木伐採委託料となっております。それから、15節工事請負費に800万円
を追加するものですが、これはグループホームの敷地造成工事に係る工事請負費となっ
ております。詳細につきましては、説明資料生活福祉課の1ページをご覧ください。

次に、2目予防費に139万円を追加し3,565万3千円とするものですが、9節旅費
に13万3千円の追加。これにつきましては、14節使用料及び賃借料にもレンタカーの使
用料として1万5千円を追加するものです。これは現在不足しております、保健師の募集に
つきまして、青森県内それと札幌近郊の保健師の養成の大学を訪問して、募集活動を行う為
の、旅費と使用料の追加となっております。それと12節役務費ですが、成人男性風疹予防
接種料として124万2千円を追加するものです。これにつきましては、風疹の抗体を持っ
ていない方々にですね、風疹のワクチンを接種するための予算と致しまして、100名分の
予算を計上するものです。生活福祉課の説明は、以上で終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

24ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に57万
5千円を追加し、4億7,681万円とするものであります。これは19節負担金補助及び交
付金で、稲作生産振興助成金に52万5千円を追加。これは防除へり操縦資格取得に対する
助成。次に全国ニラ生産者北海道大会助成金に5万円を追加。これは来年3月に知内町を会
場に開催されます大会への助成として追加するものであります。

次に25ページ、4目農地費に671万3千円を追加し、935万5千円とするものであ
ります。これは19節負担金補助及び交付金で、農業競争力特別対策事業補助金の重内第2
地区、第3元町地区の事業費の町負担分として追加するものです。

次に26ページ、2項林業費、2目林業振興費に765万1千円を追加し、1,458万
2千円とするものであります。これは11節需用費と13節委託料、16節原材料費に町民
植樹祭の開催経費175万1千円を追加。13節委託料に、林道橋梁点検業務委託料として
590万円を追加するものです。

次に27ページ、4項1目ものづくり産業振興費に2億3,782万5千円を追加し、2
億3,865万円とするものであります。これは13節委託料から19節負担金補助及び交
付金まで、本年度予定されています事業費を、25節積立金には、基金積立金を追加するも
のであります。

次に28ページ、5項地域産業担い手対策費、1目地域産業担い手対策事業費に151万

3千円を追加するものであります。これは8節報償費から19節負担金補助及び交付金まで、本年度実施します各産業における担い手対策取組経費として追加するものであります。

次に29ページ、7款1項商工費、2目商工振興費に583万6千円を追加し、1,744万5千円とするものであります。これは3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、プレミアム付商品券事業に係る事務費として383万6千円を追加。15節工事請負費に、「食」のスポット冷房設置工事に200万円を追加するものであります。

次に30ページ、3目観光費に48万6千円を追加し、1,729万3千円とするものであります。これは11節需用費に、観光パンフレット旅ごよみの印刷製本費として追加するものであります。

次に31ページ、6目健康保養センター管理費に468万円を追加し、3,456万7千円とするものであります。これは13節委託料に、こもれび温泉改修工事実施設計業務委託料として450万円追加。18節備品購入費に、こもれび温泉の金庫のダイヤル部分が故障し、専門業者に見ていただいたところ修理費が多額になり、新たに購入した方が安価になることから18万円を追加するものであります。以上で、産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係の補正予算をご説明致します。

32ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に880万円を追加し、1億3,340万1千円とするものであります。内訳と致しまして、28節繰出金に公共下水道事業特別会計へ470万。農業集落排水施設整備事業特別事業会計へ410万円を繰出ものであります。

続きまして、33ページをお開きください。2項道路橋梁費、2目道路維持費に3,750万円を追加し、1億128万8千円とするものであります。内訳と致しまして、交通安全対策として町道元町中ノ川線外18路線に、外側線3.24キロ、中央線3.61キロの区画線引工事を実施する費用として計上しております。15節工事請負費に250万円を追加であります。また、24年経過した老朽化が進んでいる7tダンプの除雪車の更新費用として、18節備品購入費として3,500万を追加するものであります。詳細につきましては、建設課説明資料見出しナンバー5、2ページの外観図をご覧ください。

続きまして、34ページをご覧ください。3目橋梁維持費に4,100万円を追加し、4,183万1千円とするものであります。内訳と致しまして、13節委託料に1,000万円を追加するものであります。これは、5年に1度の法定点検で長内橋外7橋の点検費用として350万円の追加。また、長寿命化計画に基づく、向上雷橋調査補修設計費用として650万円の追加であります。次に15節工事請負費に、平成30年度より補修工事を実施しております、向上雷橋補修工事費として3,100万円を追加するものであります。工事箇所等につきましては、説明資料見出しナンバー5、建設課資料3ページをご参照ください。

続きまして、35ページです。3項河川海岸費、1目河川総務費に55万円を追加し、477万3千円とするものであります。内訳と致しまして、17節公有財産購入費に重内川河川敷地購入費用として、55万円を追加するものであります。これは、平成30年4月4日

から5日にかけて、台風7号により被災した箇所の復旧に伴い、河川敷地の不足が生じることにより2,076.75㎡の買収費用であります。

続きまして、44ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に3,200万円を追加し、3,210万9千円とするものであります。これは、豪雨により決壊した河岸73.1mをコンクリートブロック工347㎡で復旧する費用であります。詳細につきましては、説明資料見出しナンバー5、建設水道課資料4ページをご参照してください。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

教育委員会関係予算の説明をさせていただきます。

36ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に261万5千円を追加し、4,167万2千円とするものです。内容は、19節負担金補助及び交付金に、知内高校短期海外留学助成金として261万5千円を追加し、586万9千円とするものです。短期海外留学につきましては、今年で3年目を迎えるわけですが、今年度も3名の参加を予定しております。助成の内容につきましては、交通費、滞在費、パスポート取得代、旅行保険等になっております。

次に37ページです。3目学校給食センター費に700万円を追加し、8,621万5千円とするものです。内容は、15節工事請負費に高圧受電機器キューピクルの経年劣化による更新工事として700万円を追加するものであります。

次に38ページです。2項小学校費、1目学校管理費に1,604万9千円を追加し、7,288万3千円とするものです。小学校のICT教育環境の整備事業としまして、13節委託料に26万円。18節備品購入費に1,008万9千円を追加するものです。整備内容につきましては、説明資料見出しナンバー6の教育委員会説明資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。ウィンドウズ7のサポート終了対策としまして、教員用、生徒用パソコンの更新及びアップグレード対応するほかに、各小学校にiPad等の整備を行うものであります。予算書は38ページに戻っていただきまして、湯ノ里小学校スクールバス更新に係る経費と致しまして、12節役務費で保険料17万円、18節備品購入費として336万8千円、27節公課費で重量税分6万2千円、合計360万円の補正になります。湯ノ里小学校のスクールバスにつきましては、現在使用中の車輛が平成10年に導入したものであります。既に18年を経過、腐食が進んでいることや故障も多いということから、今年度国庫補助金であります、へき地児童生徒援助費等補助金を活用し更新しようとするものであります。また、15節工事請負費では小荷物専用昇降機の改修工事としまして210万円を追加するものであります。これは、学校給食用のエレベーターにおいて、平成30年度から法定点検が義務づけられたところでありすけども、各学校の給食用エレベーターにつきましては設置から10年以上、長いものと31年が経過しているということから、検査の結果、各所に経年による劣化が見られるということから、部品交換あるいはリニューアル工事の検討が指摘されているところでありす。この為、3カ年計画で小・中学校の全部の施設を修繕工事を予定しているものでありまして、今年度は涌元小学校と知内小学校を予定しているところ

であります。

次に39ページです。3項中学校費、1目学校管理費に975万1千円を追加し、3,636万7千円とするものです。13節委託料では、中学校のICT教育環境整備事業委託料として95万1千円を追加し、771万9千円とするものです。先程、小学校費でも説明しましたけれども、ウィンドウズ7のサポート終了対応ということで中学校では生徒用パソコンのアップグレード対応を行うための経費を追加補正するものであります。次に15節工事請負費では、中学校暖房制御盤交換工事に320万円、中学校陸上競技場整備工事に560万円を追加し、880万円とするものであります。暖房制御盤につきましては、校舎内全体の暖房機を制御するための制御盤が経年による故障、不具合が発生しておりまして、これを解消するため制御盤を交換するものであります。また、陸上競技場の整備工事につきましては、説明資料の見出しナンバー6、教育委員会の説明資料2ページをご覧いただきたいと思いますが、陸上競技場の改修につきましては使用頻度が高い北側のトラックについて、土、これはグリーンサンドを予定していますが、これを3cm補充、あるいは攪拌転圧整備するとともに競技場内に張り出しております、桜の木の根の除根を行うための改修工事を行うものであります。

予算書に戻っていただきまして、40ページであります。4項高等学校費、1目学校管理費に959万5千円を追加し、6,746万9千円とするものです。内容は、11節需用費で知内高校体育館カーテンの開閉装置修繕費として99万5千円を追加し、1,243万円とします。18節備品購入費に、知内高校コンピュータ機器更新費として860万円をそれぞれ追加するものであります。体育館カーテンの開閉装置の修繕につきましては、老朽化によりましてカーテンの開閉が出来なくなっていることから学校行事に支障をきたしている状況もあり、修繕を行うものであります。またコンピュータ機器の更新については、ウィンドウズ7のサポート終了による生徒用のパソコンと教師用のパソコン、合わせまして42台の入替と、これに伴うネットワーク機器ソフトウェア等の更新になります。

次に41ページであります。6項社会教育費、2目公民館費に720万円を追加し、3,110万1千円とするものです。内容は、15節工事請負費に中央公民館鋼製建具更新工事で180万円、中央公民館正面カーテンウォール改修工事に540万円をそれぞれ追加するもので、役場側のスチールドアと窓が腐食により開閉に支障が出ていること、また中央公民館の鋼製建具更新と中央公民館正面玄関付近での、腐食の劣化による雨漏りが発生していることから、カーテンウォールの改修を行うものであります。実施箇所につきましては、教育委員会説明資料の3ページ、それから4ページをご覧いただきたいと思います。

次に42ページです。4目青少年交流センター管理費に360万円を追加し、1,114万7千円とするものです。内容は、15節工事請負費で青少年交流センター浴室改修工事に360万円を追加するもので、これは湿気等によりまして、カビ等が発生しており、衛生上からも今回改修するものでありまして、実施箇所については、教育委員会説明資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

次に43ページであります。7項1目保健体育費に660万円を追加し、5,207万4千円とするものです。内容は、13節委託料でしおさい野球場照明安定器盤改修委託料で350万円を追加。19節負担金補助及び交付金で、文化スポーツ合宿誘致補助金に300万円。渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会負担金として10万円をそれぞれ追加するもので

あります。しおさい野球場の照明につきましては、塩害等によりまして安定器が腐食し、停電発生の原因となっていることから今回、器盤の取替、修理を行うものであります。また、文化スポーツ合宿誘致補助金については、合宿利用者への宿泊費の一部助成の継続と、これまで渡島西部4町と渡島総合振興局が連携して取り組んできました、合宿誘致協議会事業に対しての補助金を計上するものであります。事業内容については、教育委員会資料6ページと7ページをご覧くださいと思います。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入等の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

引き続き、歳入の内容をご説明致します。

予算書4ページです。9款1項1目地方交付税に4,473万4千円を追加し、18億3,995万8千円とするものです。只今ご説明を致しました、歳入に対応する一般財源として必要額を追加するものでございます。

5ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金に2,560万円を追加するものです。公共土木施設災害復旧工事の国庫負担金でございます。

6ページ、13款2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に4,458万6千円の追加で、4,529万9千円とするものでございます。橋梁長寿命化事業として2,570万6千円、雪寒機械更新事業として1,888万円をそれぞれ追加するものでございます。

7ページです。13款2項2目教育費国庫補助金に154万円を追加し、168万5千円とするものです。へき地児童生徒援助費等補助金として、湯ノ里スクールバスの更新に係る補助金でございます。

8ページ、13款2項4目総務費国庫補助金に96万5千円を追加し、558万1千円とするものです。地域公共交通確保維持改善事業補助金、デマンドバスの運行分です。96万5千円を追加致します。

9ページ、13款2項7目商工費国庫補助金に383万6千円を追加するものでございます。プレミアム付商品券の事務費として、同額を追加するものでございます。

10ページ、14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金に444万円を追加し、4,848万2千円とするものです。買い物交流エリア環境整備事業として100万円。知内版地域公共交通運行事業として68万円。定住・移住に関するプラットホーム事業と致しまして276万円を、それぞれ地域づくり総合交付金として追加をするものでございます。

11ページ、14款2項3目農林水産業費道補助金に581万2千円を追加し、4,973万4千円とするものです。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金として280万3千円。林道点検診断・保全整備事業補助金として300万9千円をそれぞれ追加致します。

12ページ、14款2項8目地域創生推進費道補助金に75万円を追加致します。移住支援事業の分と致しまして、100万円の財源として交付されるものでございます。

13ページ、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に396万4千円を追加し、2,298万8千円とするものです。セミオーダー住宅の家賃と致しまして396万4千円を追加するものでございます。

14ページ、17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3億737万2千円を追加し、6億4,751万9千円とするものでございます。教育振興基金から電源立地促進対策交付金施設維持基金まで、それぞれ対応する歳出の財源として繰入れるものでございます。

15ページです。19款諸収入、5項1目雑入に577万8千円を追加し、2,270万円とするものです。(財)北海道市町村振興協会助成金として新名物創造プロジェクトの分100万円。地域産業担い手対策事業の分として70万円。合わせて170万円を追加するものです。(財)自治総合センターコミュニティ助成は、森越の祭典整備に係る100%助成の250万円です。移住・定住連携事業負担金、これは木古内町からですが7万8千円をいただきます。ニトリ応援基金は植樹祭の分です。100万円を追加致します。デマンドバスの運賃収入として50万円を追加。合わせて577万8千円を追加致します。

16ページ、20款1項町債、2目土木債に3,570万円を追加します。向上雷橋補修調査設計委託事業の分として240万円、同じく補修工事と致しまして1,150万円を追加。更に雪寒機械の更新事業として1,610万円、災害復旧事業の分として570万円を、それぞれ追加致します。

17ページです。20款1項3目教育債に200万円を追加致します。湯ノ里小学校スクールバスの更新事業として同額を追加するものです。

次に地方債の補正を説明致します。

3ページです。第2表地方債補正の追加でございます。道路橋梁債に1,390万円、除雪機械等整備事業債に1,610万円、災害復旧事業債に570万円、教育・福祉施設等整備事業債として200万円をそれぞれ追加致します。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりませんので、朗読を省略致します。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

これで平成31年度知内町一般会計補正予算(第1号)についての説明は終わりました。

● 議案第2号 平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第8、議案第2号、『平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第2号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,568万8千円とするものです。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出補正予算」による。

歳出よりご説明致しますので、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費に940万円を追加し、6,732万5千円とするものです。内訳と致しまして、13節委託料に平成30年度より進めております、2系列の電気系統を中心とした公共下水道ストックマネジメント計画策定業務費用として940万円を追加するものであります。

歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金に470万円を追加するものです。内訳と致しまして、13節下水道国庫補助金に470万円を追加するものです。これは先程、歳出でご説明致しました、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の交付金補助率2分の1分であります。

続いて、4ページであります。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に470万円を追加し、1億342万6千円とするものであります。内訳と致しまして、一般会計からの繰入金470万円を追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

● 議案第3号 平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第3号、『平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第3号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,811万3千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出補正予算」による。

歳出よりご説明致しますので、5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費に670万円を追加し、1,676万1千円とするものであります。内訳と致しまして、11節需用費に老朽化により曝気ブロー電源装置の3台中2台が故障気味の為、交換費用として小破修繕費に150万円を追加するものです。この機械は汚水に酸素を供給し菌を活性化させ、処理を促進する装置でございます。

13節委託料に平成30年度実施致しました、長寿命化を目的とした施設全体の計画策定業務に続き、個別の装置調査診断業務として520万円を追加するものであります。

歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に410万円を追加し、2,275万1千円とするものであります。内訳と致しましては、11節一般会計繰入金に小破修繕費及び調査診断委託料の一般財源分として、一般会計から410万円追加するものであります。

4ページをお開きください。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金に260万円追加するものであります。これは先程、歳出で説明致しました、調査診断委託料の2分の1の交付金分であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、一括議題の3議案の提案説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の3議案について、議長を除く議員全員による平成31年度補正予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することに致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による平成31年度補正予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで、暫時休憩致します。

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

休憩中に平成31年度補正予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告を致します。

委員長に吉田峰一君、副委員長に松井盛泰君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定致しました。

ここで平成31年度補正予算審査特別委員会の議案審査の為、暫く休憩致します。

再開は特別委員会の議案審査終了後と致します。

（ 休憩 午前10時40分 ）

（ 再開 午後 3時15分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 委員会報告第3号 平成31年度補正予算審査特別委員会審査報告について （委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、委員会報告第3号、『平成31年度補正予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

平成31年度補正予算審査特別委員会に付託された議案3件について、その審査が終了し

ておりますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

平成31年度補正予算審査特別委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委員長（吉田峰一）

委員会報告第3号、平成31年度補正予算審査特別委員会報告について。

平成31年度補正予算審査特別委員会に付託した平成31年度各会計補正予算についての審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成31年4月22日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成31年度補正予算審査特別委員会審査報告書。

平成31年第3回知内町議会臨時会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成31年4月22日提出。知内町議会平成31年度補正予算審査特別委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第1号、平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。議案第2号、平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。議案第3号、平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

2、審査年月日、平成31年4月22日（1日間）3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第1号から議案第3号までの3議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見

平成31年度の一般会計当初予算（骨格予算）41億925万1千円に対し、今回の補正予算（第1号）については、ものづくり産業支援事業1億3,782万5千円、雪寒機械更新事業3,500万円、向上雷橋補修工事関係3,750万円など4億8,707万7千円の追加補正により、総額45億9,632万8千円（当初予算比11.9%増）となっている。

特別会計においては、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託のため940万円、農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）で、農業集落排水施設調査診断業務委託等で670万円の追加補正となっている。

審査過程において出された意見として、デマンドバスの本格運行については、事前の各町内会における説明会の際に、運行体系・運賃・予約方法などの周知徹底を図るとともに、利便性向上に向けて住民の意見を十分に参酌されたい。

また、観光振興による交流人口の拡大に向けて、観光サービスの向上を図るため、各町内会館などの公共施設のトイレを公衆トイレとして活用できるよう検討を進めていただきたい。

肉付け予算として今回示された「年度間予定事業調」における4月補正予算以降の継続・新規事業の額は、7億172万3千円と多額なものとなっており、その財源として基金2億4,427万9千円を繰入する予定としていることから、「行財政の見える化」を推進しながら、効率的な行財政運営に努められたい。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、委員会報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。委員長報告は付託された3議案について、全て原案のとおり決定であります。

これから付託された3議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、採決を行います。

最初に議案第1号、『平成31年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第2号、『平成31年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第3号、『平成31年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

● 議案第4号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

議案第4号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。説明につきましては、税務会計課説明資料で行いますので見出しナンバー2の1ページ目をお開きいただきたいと思います。知内町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）、地方税法施行規則等の

一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）の施行に伴う改正であります。改正内容につきましては、住民税関係においては11点の改正になります。

1点目は、個人町民税の非課税の範囲において未婚の1人親に対し合計所得金額135万円以下を非課税措置の対象とするものであります。施行期日は平成33年1月1日となっております。

2点目は、寄付金税額控除において基準に適合する地方団体ふるさと納税特例控除の対象として指定するものであります。施行期日は平成31年6月1日となっております。

3点目は、町民税の申告書における記載事項の簡素化を図るものです。施行期日は平成32年1月1日となっております。

4点目は、個人の町民税に係る給与所得者用の扶養親族申告書に未婚の1人親を記載事項に追加するものであります。施行期日は平成32年1月1日となっております。

5点目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者用の扶養親族申告書に未婚の1人親を記載事項に追加するものであります。施行期日は平成32年1月1日となっております。

6点目は、町民税に係る不申告に関する過料における規定の整備によるものになります。施行期日は平成32年1月1日となっております。

7点目は、個人の町民税の住宅借入金等特別控除において特別特定取得した場合の控除期間を10年間から13年間に拡充するものです。また住宅借入金等特別控除に係る申告要件を廃止するものであります。施行期日は平成31年4月1日となっております。

8点目は、寄付金税額控除における特別控除額の特例における規定の整備によるものになります。施行期日は平成31年6月1日になります。

9点目は、個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例等における規定の整備となります。施行期日は平成31年6月1日になります。

10点目は、個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例等において特例控除対象寄付金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとするものです。施行期日は平成31年6月1日となっております。

11点目は、法人の町民税の申告納付において申告書等の提出方法の柔軟化及び故障や災害等により電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合の宥恕措置に合わせ、所要の規定を整備するものであります。施行期日は平成31年4月1日になります。

続きまして、固定資産税関係におきましては2点の改正となります。

1点目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。償却資産の課税標準等の特例等の適用規定の改正に合わせ、同項18項及び28項以降の項番の繰り下げによる改正であります。施行期日は平成31年4月1日になります。

2点目は、新築住宅等における固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告として、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について新たに加えるものです。施行期日は平成31年4月1日となっております。

続きまして、軽自動車税関係におきまして4点の改正になります。

1点目は、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い3段階で改正するもので第1条改正では、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除するものです。第2条改正では、重課の規定を整備し、平成32年度及び平成33年

度の軽課を新設するものです。第3条改正では、平成34年度及び平成35年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設するものです。施行期日は第1条改正は平成31年4月1日。第2条改正は平成31年10月1日。第3条改正は平成33年4月1日となっております。

2点目は、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い、3段階で改正するものです。第1条改正及び第3条改正では、規定を整備するもので、第2条改正は、新設するものです。施行期日は第1条改正は平成31年4月1日。第2条改正は平成31年10月1日。第3条改正は平成33年4月1日となっております。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の非課税について、電気自動車等を非課税とする需要平準化対策として臨時的軽減の規定を新設するものです。施行期日は平成31年10月1日となります。

4点目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。施行期日は平成31年10月1日となっております。

5点目は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で需要平準化対策として税率を、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間は、2%を1%とする臨時的軽減の規定を新設するものです。施行期日は平成31年10月1日となります。

6点目は、知内町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号）の一部改正になりますが、地方税法の改正に合わせた改正となります。施行期日は平成31年10月1日となっております。また、説明資料5ページから37ページまで新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第5号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。次のページをお願い致します。
知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。今回の改正については、平成31年度税制改正の大綱。平成30年12月21日閣議決定において国民健康保険税の課税限度額を上げると共に、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正されたことに伴い、一部を改正するものであります。今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出しナンバー3、生活福祉課2ページをお願い致します。国民健康保険法施行令の一部を改正する法令。平成31年1月25日に交布され平成31年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の付加限度額を58万円から61万円に上げることとしております。また被保険者の均等割額及び世帯別平均平等割を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に。2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に上げることとしました。次のページには新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。議案に戻りまして、1ページ目をお開きください。附則としまして、施行期日、第1条この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。適用区分、第2条は改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

今回の値上げは大変、私にとっては、町民にとって負担のあるものだというふうに思います。軽減も勿論あるというふうには承知してはいますけれども、2年くらい前に最高限度額が2万円上がり、また最高限度額が3万円も上がっています。先般、議会から意見書も出しています。せめて協会けんぽ並に引き下げて欲しいという、そういう声も議会からもきちんと上げてはいますけれども。また国民健康保険税というのは本当に高齢者、それから低所得者が入っているのが殆どでございます。そういう面から言っても、国の制度、それから北海道のやり方というふうには私もそれは承知してはいますけれども、とても納得するものではありません。それで今、説明いただきましたけれども、この値上げによって知内町の国民健康保険税に入っていられる方の影響ほどの程度になっているかというものをお知らせ願いたいというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まだ平成30年度分の所得が確定してございませんので、平成30年度に加入していた世帯数で計算をしたところですね、限度額超過世帯については42世帯程ございます。ですから、その分が3万円ずつ引上げになるという計算になります。また、この分低所得者の軽減についてもその分1割程引き下げられますので、総体の影響額というのは、軽減分では2,300万円ぐらい。所得の分低くなります。それと限度額については126万円の影響額が出ます。42世帯で。あと軽減額分については、42万7千円程安くなる方もいるという、そういうことになります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

今、詳しく説明がありましたけれども、本当に残念なんですよ。というのは、今、町で買い物をして物価はどんどん上がっています。安くなっているものは1つも見当たりません。で、年金は上がっていません。ですから、今、影響額おっしゃられましたけれども、結局は住民負担が増すということは、間違いないというふうに私は思うんですね。ですから、国の制度と言いながらも町独自、市独自で。今、町の財政は大変だというふうにはわかっています。けれども、そこそこの市町村では一般会計から繰出をしながらでも住民負担、市民負担をなんとか抑えたいというふうな自治体もあることは間違いないんです。これからは少し様子を見てはいきたいというふうには思いますけれども、私としてはただ国、道の言いなりで値上げしましたから、2割5割の負担が少し良くなったからと言って、そのまま黙ってそれを町民に徴収するということは、私としては賛成しかねるというふうに申し上げておきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

反対討論をさせていただきます。町の財政が大変だというふうには十分承知しています。けれども、住民負担も大変な状況になっているということを考えて、私は何らかの形で町民にそのままストレートに負担を強いることなく、何か方法を考えていただきたかったというふうに思い、反対討論と致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

採決は起立により行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本案は可決されました
お諮りします。本臨時会の会議に付託された議件は全て終了致しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定致しました。

閉会宣言

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、本日の会議を閉じます。

平成31年第3回知内町議会臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後3時43分)